

平成 28 年 7 月 26 日

取手市長 藤井 信吾 様

取手市市民協働基本方針策定委員会
委員長 塚本 昇

取手市市民協働基本方針の最終報告について

近年の地方分権の進展や急速な社会状況の変化に伴い、これまでのような公共サービスのすべてを行政が担うことが難しくなっています。

このような状況のなか、我々市民にとって住み良いまちにしていくためには、支援する又は支援されるといった一方的な関係や他者への依存ではなく、互いに支え合い、さまざまな主体による関係を構築し、市民と行政が適切な役割分担のもとに、地域課題の解決などに取り組んでいくことが重要となります。

取手市においても、第六次取手市総合計画におけるとりで未来創造プラン 2016 にて「協働によるまちづくり」を大きなテーマに掲げ、取り組むこととなりました。

協働によるまちづくりを進めていくうえで、その担い手は、これまで地域社会において重要な役割を担ってきた自治会・町内会等に加え、特定非営利活動法人をはじめとした公益的な活動を行っている法人等、事業者、教育機関、行政といった様々な主体であり、ひいては市民一人一人であります。

協働は一部の市民が参加すればよいのではなく、すべての市民に関係することであり、全ての人々が市民協働の当事者であるという意識を共有していかなければなりません。

このような観点から、市民協働基本方針策定委員会においては、協働によるまちづくりを推進していくうえで、市民と行政が協働に関する考え方や仕組み、手法などの理解を深め、共通の認識を持つことで地域活動が円滑に、実りあるものになることを願って策定したものです。

本方針が取手市における協働のまちづくりを進めていく一つの道しるべとなることを期待します。